

「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」の結果に対する改善措置状況

（勸告先：農林水産省、経済産業省 勸告日：平成31年3月29日 回答日：令和元年10月11日～25日 （改善状況は10月11日現在））

背景・調査の趣旨等

- 農業従事者の高齢化・減少等の様々な課題を踏まえ、国は「強い農林水産業」等の実現のため、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標（KPI）を設定し、6次産業化※の取組を推進
※6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組（農産物の加工、消費者への直接販売、海外への輸出等）
- 本政策評価は、国の6次産業化の推進に関する政策の効果の発現状況等を明らかにし、取組の更なる推進を図る観点から、農業者の6次産業化の取組状況、課題・支援ニーズ等や行政機関等の取組状況について調査

1 総合化事業計画及び都道府県サポートセンター事業関係

【制度の概要】

- ① 農林水産大臣は、6次産業化事業（総合化事業※）の実施に当たり農林漁業者等が策定する「総合化事業計画」の認定を行い、当該認定を受けた農林漁業者等（認定総合化事業者）に対し、各種法律の特例等の対象とすることによる支援（融資の償還期限の延長等）を実施
※ 農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業



（注）上記画像は政府広報オンラインから転載

主な勸告（調査結果）

- ① 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること

（対農林水産省）

<主な調査結果>

- ・ 総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約3割
- ・ 総合化事業の売上高規模により取組効果の発現状況に差異あり（規模の大きい事業者ほど、指標の達成率が高い傾向）

主な改善措置状況

- ① 農林水産省は、地方農政局等によるフォローアップ調査※の結果を基に、総合化事業の売上高規模別の指標達成状況の分析や、事業者が抱える課題の類型化等、更なる分析の充実を図り、より効果的な支援策を企画・立案予定

※ 地方農政局等は、総合化事業計画の実施状況を把握するため、認定総合化事業者から提出された実施状況報告書に基づき、同事業者に対するヒアリングを実施

【制度の概要】

- ② 農林水産省は、6次産業化に関する相談窓口である6次産業化サポートセンター（SC）を東京（中央SC）とその他道府県（都道府県SC）に設置し、民間等の各種専門家である6次産業化プランナーを各農林漁業者に派遣するなどして、6次産業化に関する各種課題の解決を支援する事業を実施

主な勧告（調査結果）

- ② 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細やかな支援が可能となるよう、空白期間（SCの未開設期間）の縮小を図ること

（対農林水産省）

<主な調査結果>

- SC事業の前年度終了日から当年度開始日までの空白期間が生じたことにより、6次産業化プランナーが派遣できないなど、農林漁業者の求めている支援がしばらく中断するといった支障が生じている例あり
- SC事業開始の遅れは、SC予算配分に係る事務手続の遅延等、地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要することが主な原因

主な改善措置状況

- ② 農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、以下の措置を講じたほか、都道府県SC未開設期間中における、農林漁業者等からの問合せへの対応を都道府県に依頼

- 都道府県の予算要望額の早期取りまとめ
- 都道府県への予算配分額の内報の早期実施
- 配分額内報後の事業実施計画案の早期提出等を都道府県に依頼

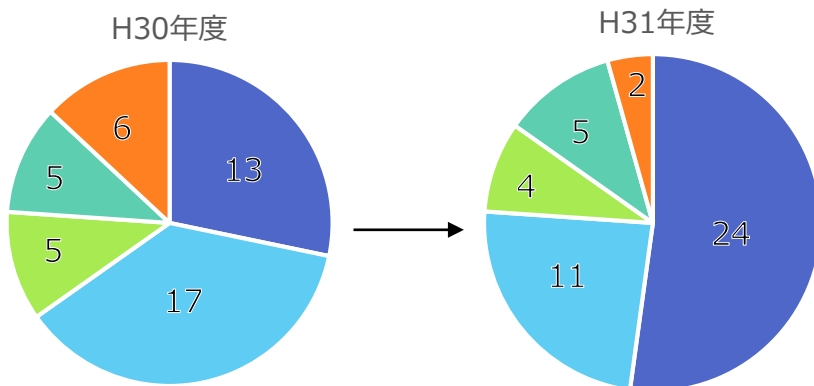
<上記措置結果>

- 年度当初（4/15）までに事業を開始した都道府県SCが**増加**（H30：13都道府県SC → H31：24都道府県SC）
- 39都道府県SCにおいて、**平均11日間事業開始が早期化**(前年比)

◆ 都道府県SCの設置時期の早期化の状況

（設置時期）

- ~4/15
- 4/16~4/30
- 5/1~5/15
- 5/16~5/31
- 6/1~



※都道府県SCの総数は46



2 A-FIVE法に基づく取組

【制度の概要】

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、A-FIVE法に基づき、6次産業化の推進のため、総合化事業計画の認定を受けた事業者に対して、直接出資やサブファンドを通じた間接出資等の出融資及び経営支援を実施

※出融資については、財政投融資特別会計及び民間企業からの出資金を原資とした農林漁業成長産業化ファンドを活用

主な勧告（調査結果）

- 農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと（対農林水産省）

- ① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方

<主な調査結果>

- ・ 出資案件の組成審査に関して、サブファンドから審査の長期化を問題視する意見があるが、その原因についてサブファンドとA-FIVEとの間で認識の相違あり
- ・ サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な案件組成を実現する方法として、A-FIVEは案件組成審査の一部委任を挙げているが、サブファンドからは、事務負担が増えただけで、主体性等が増したわけではないとの意見あり

- ② 月次モニタリング報告※等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方

<主な調査結果>

- ・ 財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方、サブファンドからは月次モニタリング報告等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見あり

※ A-FIVEが出資した事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める報告であり、報告資料には、財務諸表や銀行通帳の写し等がある。

主な改善措置状況

- 農林水産省は、平成31年4月、A-FIVE宛てに通知を発出し、勧告内容について検討を行うよう求めた。

A-FIVEは通知を踏まえ以下の取組を実施又は実施予定

- ・ A-FIVE内の出資案件の審査担当部署と出資決定後のモニタリング等実施部署が異なり、意思疎通が図りづらいとのサブファンドの意見も踏まえ、令和元年6月に**A-FIVEの組織見直しを実施**し、両部署を統合
- ・ 案件組成審査の一部委任については、従前より個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行っていたが、今後も、A-FIVEとサブファンドとの間の認識の一致をより図っていくため、**一部委任に関してサブファンドに意見聴取等のフォローアップを実施**
- ・ モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、関係者が最小限の負担で可能となるよう、別の資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断される銀行通帳の写しは、**徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更**したほか、他の資料についても検討を実施。今後もモニタリングの在り方について、随時見直しを行っていく。

- 農林水産省は、これらの取組の進捗状況を随時フォローアップすることとしている。



3 農商工等連携事業計画関係

【制度の概要】

農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者・農林漁業者が経営向上・改善のために共同して行う農商工等連携事業について、農商工等連携促進法に基づく計画認定を行い、各種法律の特例等の対象とすることにより支援（信用保証の特例等）を実施

主な勧告（調査結果）

- 農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること

（対農林水産省・経済産業省）

- ① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等

（対農林水産省）

- ② 農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおよね把握している※総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等

（対経済産業省）

<主な調査結果>

- ・ アンケート調査の結果、農商工等連携事業者（農業者）において、①農林水産物の売上高、②付加価値額に係る目標を達成した者は2割未満
- ・ 農林水産省、経済産業省等では、農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分※

※（独）中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じて、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ

主な改善措置状況

- 農林水産省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組むすべての農林漁業者に対して、年1回程度アンケート調査を地方農政局等において実施

令和元年9月に当該アンケート調査を実施し、**総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握予定**

- 経済産業省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組むすべての中小企業者に対して、年1回程度アンケート調査を（独）中小企業基盤整備機構において実施

令和元年9月に当該アンケート調査を実施し、これまでフォローアップ支援を通じて把握していた**総売上高指標の進捗状況や抱える課題、支援ニーズ等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握予定**

- 農林水産省・経済産業省は、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うため、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「**農商工等連携促進会議（仮称）**」を地域ブロックごとに設置・開催予定

表 指標等の把握状況の変化

	総売上高指標	付加価値額指標	課題・ニーズ等
中小企業者	△ → ○	× → ○	△ → ○
農林漁業者	△ → ○	× → ○	△ → ○

※○：指標把握、×：指標未把握、△：代表者となっている中小企業者又は農林漁業者の指標を把握

「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」の結果の政策への反映状況

テーマ名	農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成31年3月29日）
関係行政機関	農林水産省（回答日：令和元年10月25日） 経済産業省（回答日：令和元年10月11日） ※改善状況は令和元年10月11日現在

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

農林漁業の6次産業化の推進のために実施されている施策・事業等が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

農林漁業の6次産業化の推進については、各種の政府方針において「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」ことが政府目標（KPI）として設定されている。

この政府目標（KPI）の進捗状況をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

農林漁業の6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。一方、一部の農林漁業の6次産業化の推進のために実施されている施策等については、以下のとおり改善すべき課題がみられた。

(1) 総合化事業計画及び6次産業化都道府県サポートセンター事業関係

① 総合化事業計画

農林漁業者が作成した総合化事業計画(注1)の認定要件の一つとして、「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」の二つの指標のいずれも達成する(注2)必要があるが、当省の調査結果では、指標をいずれも達成している者は約3割にとどまった。特に、総合化事業の売上高規模が小さい事業者では、両指標の達成率が約2割と規模の大きい事業者の達成率3割強と比較すると効果が発現していない状況にある。

このような状況を踏まえると、総合化事業の目的である農林漁業経営の改善を図るためには、農林水産省において、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果に基づき、今後のフォローアップ調査(注3)や支援策の企画・立案に活用する必要がある。

(注1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号、以下「六次産業化・地産地消法」という。）に基づき、農林漁業者等が自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発等の農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業（以下「総合化事業」という。）について定める計画であり、農林水産大臣は同計画の認定を行う。総合化事業の認定を受けた農林漁業者等（以下「認定総合化事業者」という。）は、融資の特例等の各種支援措置を活用することができる。

(注2) 具体的な達成要件としては、①総合化事業の売上高が、総合化事業の計画開始時点と比較して、計画終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上増加すること、②経営全体の所得が、実施期間の開始時点から終了時点までの間に向上しており、かつ、計画終了時点の単年度において売上高が経営費を上回っていること。

(注3) 六次産業化・地産地消法等に基づき、総合化事業計画の実施状況を把握するため、認定総合化事業者から提出された実施状況報告書に基づき、同事業者に対してヒアリングを実施し、総合化事業の進捗状況等の分析及び評価を行い、都道府県、6次産業化中央サポートセンター、6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県SC」という。また、6次産業化中央サポートセンターと都道府県SCを「SC」と総称する。）と連携して、必要なフォローアップを実施している。

② 6次産業化都道府県サポートセンター事業

当省が調査した25都道府県SC(注)のうち9都道府県SCにおいて、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に支援の「空白期間」(以下、単に「空白期間」という。)が一定期間生じたことにより、6次産業化に取り組む事業者が各種補助金の申請手続等の事務手続に関するプランナーの助言を受けられないなどの支障が生じている例がみられた。

このため、事業者が6次産業化事業に安定的に取り組めるよう、都道府県SCの域内における農林漁業者のニーズに応じた空白期間の縮小により、継続的な支援を行うことが必要である。

(注) 農林水産省は、平成23年度から6次産業化に関する相談窓口である都道府県SCを、東京都を除く46都道府県に設置し、農林水産物の生産・加工、マーケティング等に関する知識や経験を有する民間等の専門家等を6次産業化プランナー(以下「プランナー」という。)として登録した上で、農林漁業者から6次産業化等の相談を受けた場合、必要に応じてプランナーを派遣するなどして、各種課題の解決を支援している。なお、東京都に関しては、6次産業化中央サポートセンターが対応する。

(2) A-FIVE 出資関係

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「A-FIVE」という。)は、6次産業化等の推進のため、認定総合化事業者に対して、直接出資やサブファンド(注1)を通じた間接出資等の出融資(注2)及び経営支援を実施している。

当省が調査したところ、間接出資を行うサブファンドにおいて、出資案件組成に苦慮している状況(注3)がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として以下のものが認められた。

① サブファンドによる出資決定に関する機動性及び主体性の確保

実地調査したサブファンドからは、出資案件組成を進める上での課題として、出資案件の発掘が困難であることに次いで、A-FIVEから求められる事務負担に起因して、出資決定の機動性及びサブファンド運営法人(以下「GP」という。)の主体性が損なわれていることを挙げている。

具体的には、i)出資決定に当たり必要なA-FIVEによる出資同意に際して、A-FIVEから求められる確認事項(注4)について、対応困難な確認事項があることなどにより、審査が長期化していること、ii)出資同意を行うA-FIVEが実質的な出資決定権限を有しており、GPによる主体的な出資決定が困難であること等を挙げている。

一方、A-FIVEでは審査が長期化している理由については、審査の長期化は出資を受ける事業者の準備不足等を原因とするなど、サブファンドとは異なる認識をしている。

また、GPによる出資決定の主体性について、A-FIVEはサブファンドへの案件組成審査の一部委任を行っており、A-FIVEが実施する出資同意に係る検証作業の一部をサブファンドに委任することにより、GPによる機動的かつ主体的な出資案件組成を促しているとしている。

しかしながら、案件組成審査の一部委任については、調査したサブファンドからは、案件組成審査の一部委任は事務作業が増えただけであり、出資決定の主体性は増していないとの意見がみられた。

以上のように、A-FIVEとサブファンドの間で案件組成審査に関して認識の違いがみられ、これが出資案件組成が促進されない一因となっている可能性が考えられる。

以上を踏まえると、A-FIVEにおいては、サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定の実現により、出資案件組成の促進が図られるよう、サブファンドとの案件組成審査に係る適切な役割分担や認識共有などを図ることや、案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方について、更なる検討を行うことが必要である。

(注1) A-FIVE、民間事業者等の出資により設立される投資事業有限責任組合であり、A-FIVEの同意を得て認定総合化事業者への出資等を行う。

(注2) 出融資については、財政投融资特別会計及び民間企業からの出資金を原資とした農林漁業成長ファンドを活用。

(注3) 当省の調査結果では、設定した出資目標を達成することができたサブファンドは、約2割(3/13サブファンド)にとどまった。

(注4) A-FIVEは出資の同意・不同意を決定するに当たって、農林漁業者等が作成した事業計画等について i) 適合性(支援基準との適合性など)、ii) 事業性(事業計画の妥当性など)、iii) 公正性(ファンド出資額の適正性など)、iv) 政策性(政策的意義の有無など)の4視点から検証を行い、検証に際して、事業の採算性などの事項を確認するため、サブファンドに資料提出等を求めている。

② 月次モニタリング報告の在り方

サブファンド及びA-FIVEから出資を受けた認定総合化事業者(以下「A-FIVE出資事業者」という。)を調査したところ、月次モニタリング報告(注)が負担となっている等の意見(サブファンド及びA-FIVE)、月次モニタリング報告に係る事務負担が出資案件組成を阻害しているとの意見(サブファンド)、月次モニタリング報告で提出が求められている資料の中には、他の月次モニタリング資料で確認できるものがある等の意見(サブファンド)が示された。

一方、財務省の財政制度等審議会において、A-FIVEについては、減損処理が生じていること等を踏まえて、収益性を損なわないよう、適切なモニタリングの実施等が求められているところである。

以上を踏まえると、A-FIVEにおいては、農林漁業成長産業化ファンド全体の収益性の確保を図るために必要なモニタリングを適切に実施する一方、各モニタリング資料の必要性についての再検討を含め、A-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方を総合的に検討することが必要である。

(注) A-FIVEが、A-FIVE出資事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める報告であり、報告資料には、財務諸表や銀行通帳の写し等がある。

(3) 農商工等連携事業計画関係

農商工等連携事業(注1)においては、農商工等連携事業計画の認定要件の一つとして、農林漁業者及び中小企業者の経営改善に係る2指標をいずれも達成する(注2)必要がある。

しかし、この経営指標については、主に独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)地域本部を中心に農商工等連携事業に取り組む事業者(以下「農商工等連携事業者」という。)のうち代表者(大半は中小企業者)の経営指標の一部を把握(注3)しているにとどまる。

中小機構が把握した指標等の情報は、経済産業省には共有しているが、農林水産省には共有しておらず、調査した地方農政局等(北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部を含む。以下同じ。)からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示された。

以上を踏まえると農商工等連携事業の施策の効果を把握・分析し、当該分析結果を踏まえた農商工等連携事業者に対する効果的な支援を実施するために、農林水産省、経済産業省等の関係機関による、個々の農商工等連携事業者における経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の定期的な把握を行うことが必要であるとともに、それらの情報を地方農政局等、経済産業局、都道府県、都道府県SCなどの関係機関に共有を行う必要がある。

(注1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)に基づき、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う事業。同事業の認定を受けた者は、信用保証の特例等の各種支援措置を活用することができる。

なお、中小企業者と農林漁業者による連携体が主務大臣へ農商工等連携事業計画の申請をする際には、当該農商工等連携事業計画の代表者を定めることとされており、代表者ではない事業者を共同申請者とするものとされている。

(注2) 付加価値額(営業利益、人件費及び原価減却費の合計)及び売上高に関する指標(以下これらの指標をそれぞれ「付加価値額指標」及び「売上高指標」といい、両者を総合して「経営指標」という。)であり、売上高指標は中小企業者と農林漁業者で内容が異なり、中小企業者の場合は、売上高であり、農林漁業の場合は、農商工等連携事業計画に係る農林水産物の売上高である。付加価値額指標及び売上高指標は農商工等連携事業の計画開始時点と比較して、計画終了時点までに、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は

3%以上増加する必要がある。

(注 3) 中小機構地域本部は、農商工等連携事業計画認定後に係る支援として行うフォローアップ支援を通じて、年度末に 1 回、代表者から総売上高指標に当たる全体の総売上高等を把握しているほか、四半期に 1 回、農商工等連携事業の進捗状況や課題、支援ニーズ、新商品・サービスの売上高等の情報を把握している。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 総合化事業計画及び都道府県 SC 事業関係</p> <p>農林水産省は、農林漁業経営の改善を図る観点から、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果を今後のフォローアップ調査や SC 事業などの支援策に関する企画・立案に活用すること。</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>① 総合化事業計画終了時点における指標の達成状況については、これまでも地方農政局等によるフォローアップ調査を通じて確認し、個々の事業者の売上高、経常利益等について分析を実施し、その結果に基づき、必要に応じて、6 次産業化プランナーの活用を促す等の対応を行ってきた。令和元年度から、フォローアップ調査を充実させるとともに、都道府県 SC 事業などの支援策をより効果的に企画・立案するため、フォローアップ調査の結果を基に、6 次産業化事業による売上高規模別の指標の達成状況の分析、事業者が抱える課題の類型化等、更なる分析の充実を図ることとする。</p>
<p>② 都道府県 SC については、域内における農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること。</p>	<p>② 都道府県 SC 事業の空白期間は、年度当初の事業開始に関して、地方農政局等による予算配分額の内報や都道府県による事業実施計画の提出等の事務手続の遅延が主な原因であり、できるだけ早期に事業を開始することが、空白期間の縮小につながる考え、</p> <p>都道府県からの要望を速やかに集計するなど、予算配分額の早期確定を図るとともに、</p> <p>地方農政局等に対しては、予算配分額の内報の早期実施を指示し、都道府県に対しては、予算配分額の内報後の速やかな事業実施計画案の提出等を促すのと並行して、</p> <p>都道府県 SC が設置されるまでの間における農林漁業者からの問合せに対して、従来は一部の都道府県が自主的に対応していたところ、全ての都道府県において対応するよう依頼した(「農山漁村 6 次産業化対策事業のうち『6 次産業化都道府県サポート事業』における 6 次産業化都道府県サポートセンターの早期設置に向けた取組について」(平成 31 年 1 月 30 日付け 30 食産第 4242 号食料産業局産業連携課長通知)を发出)。</p> <p>以上の取組により、都道府県 SC の早期の事業開始が実現し、4 月 15 日までに事業を開始した都道府県 SC は昨年度の 13 都道府県から、今年度は 24 都道府県に増加し、46 都道府県 SC 中 39 都道府県 SC において昨年度と比較して平均 11 日間、事業開始の早期化が実現したが、引き続き空白期間の縮小に向けて地方農政局等及び都道府県に対して指導等を行っていく。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(2) A-FIVE 出資関係</p> <p>農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促す必要がある。</p> <p>① GP による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>A-FIVE に対し、「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価の結果(勧告)について」(平成31年4月11日付け31食産第147号食料産業局産業連携課長通知)を发出し、当該勧告内容について検討を行うよう通知した。</p> <p>当該通知を踏まえ、A-FIVE において以下の取組を行い、又は行う予定である。</p> <p>農林水産省としては、収益性を確保しつつ、投資に見合い成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、必要な取組であると考えており、その進捗状況を随時フォローアップする。</p> <p>① これまで業務上のやり取りを通じて把握していたサブファンドの意見には、出資案件の組成支援及び出資の同意に係る審査を担当する部署と出資決定後のモニタリングやサブファンド及びA-FIVE 出資事業者に対し経営支援をする部署が異なり、意思疎通が図りづらいとあったところ、今回の勧告を受けて、令和元年6月にA-FIVE の組織の見直しを行い、両部署を統合することで、従前に比べ、サブファンドに対し案件組成から経営支援まで一貫した対応が可能となった。</p> <p>また、GP による機動的かつ主体的な出資決定が実現されるよう、第二期中期経営計画(平成29年度～31年度)において、案件組成審査の一部委任を実施することとし、一部のサブファンドに対し、案件組成審査の一部委任を行っていたが、30年10月からその対象を全サブファンドに拡大している。案件組成審査の一部委任については、従前より個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行っていたが、今後も、A-FIVE とサブファンドとの間の認識の一致をより図っていくため、案件組成審査の一部委任に関して、意見聴取等のフォローアップを実施する。</p> <p>このほか、収益性を確保しつつ、投資に見合い成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、令和元年7月から、投融資検討会(注)における事業計画の精査段階において、政策性、収益性等の精査に加え、新たに事業計画のリスク分析結果も参考とすることとした。これにより、多角的な観点からの案件組成審査が可能となった。</p> <p>(注) 議長(取締役社長)が招集して開催し(週1回程度)、最終意思決定機関である農林漁業成長産業化委員会への付議又は報告事項の審議等を実施。報告等を受けた農林漁業成長産業化委員会は、事業者への経営支援の在り方等について、担当部署に指示を行う。</p>
<p>② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方</p>	<p>② モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、A-FIVE、サブファンド及びA-FIVE 出資事業者のそれぞれが、必要最小限の負担でモニタリングが可能となるよう、まず、毎月徴求していた「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)」は、別のモニタリング資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断し、令和元年8月から、決算月のみ徴求するように変更することとし、サブファンドに対してその旨を通知した。</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」の徴求頻度等について、引き続き検討しているほか、モニタリングの実効性を確保しつつ、サブファンド等の負担軽減等につながるものはないか随時モニタリングの在り方を見直していく。</p> <p>なお、「取締役会議事録」については、A-FIVE 出資事業者の経営に係る各種の意思決定を記録するものであり、モニタリングを行う上で不可欠であることに加え、議事録の作成・保管は会社法（平成 17 年法律第 86 号）上も義務付けられており、その徴求に係る負担は少ないと考えられることから、徴求頻度の緩和等を行わないこととした。</p> <p>（参考）近年のサブファンドによる間接出資の件数及び金額 平成 27 年度上半期：17 件（10 億円）、下半期：18 件（13 億円） 平成 28 年度上半期：12 件（3 億円）、下半期：8 件（7 億円） 平成 29 年度上半期：8 件（4 億円）、下半期：6 件（8 億円） 平成 30 年度上半期：2 件（2 億円）、下半期：4 件（2 億円） 令和元年度上半期：4 件（2 億円）</p> <p>（注 1）平成 27 年度下半期は A-FIVE との共同出資を含む。 （注 2）各実績の時点は出資決定時である。</p>
<p>(3) 農商工等連携事業計画関係 農林水産省及び経済産業省は、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築する必要がある。</p> <p>① 農林水産省は、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等</p>	<p>（農林水産省）</p> <p>① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における当該事業の取組効果を把握・分析するため、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全農林漁業者に対して年に 1 回程度アンケート調査を地方農政局等において実施し、当該アンケートを通じて、経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握することとした。（令和元年度は 9 月にアンケート調査を実施）</p> <p>また、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うための体制として、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等などの関係機関で構成される「農商工等連携促進会議（仮称）」を地域ブロックごとに設置・開催する予定である。</p>
<p>② 経済産業省は、農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニ</p>	<p>（経済産業省）</p> <p>② これまで、中小機構が実施するフォローアップ調査を通じて、農商工等連携事業者のうち代表者の総売上高指標の進捗状況、抱える課題等を把握していた。</p> <p>令和元年度からは、農商工等連携事業に取り組む中小企業者における当該事業の効果をより詳細に把握・分析するた</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ズに加え、付加価値額指標の進捗状況等</p>	<p>め、年に 1 回程度アンケート調査を中小機構において実施し、当該アンケートを通じて、共同申請者を含む農商工等連携事業に取り組む全中小企業者の総売上高指標の進捗状況等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握することとした。(令和元年度は9月にアンケート調査を実施)</p> <p>また、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うための体制として、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等などの関係機関で構成される「農商工等連携促進会議(仮称)」を地域ブロックごとに設置・開催する予定である。</p>